

国際出願関係手数料

平成24年(2012年)5月1日

手数料の種類	要件	金額	納付方法	根拠規定	
※国際出願手数料 A	国際出願の用紙の枚数が30枚まで	国際出願日が 2012/5/31 以前	¥111,400	振込証明書の提出*1 【証明書省略可】	法18(4) 規則80
		" 2012/6/1 以降	¥121,700		
	30枚を超える用紙1枚につき:	国際出願日が 2012/5/31 以前	¥1,300		
		" 2012/6/1 以降	¥1,400		
Aからの減額	1 PCT-SAFE(EASYモード)で作成した願書(紙)とFD(願書・要約書の電子データ)を提出した国際出願	国際出願日が 2012/5/31 以前	¥8,400		
		" 2012/6/1 以降	¥9,100		
	2 オンラインでした国際出願	国際出願日が 2012/5/31 以前	¥25,100		
		" 2012/6/1 以降	¥27,400		
※調査手数料 C	日本国特許庁が国際調査を行う国際出願 1件につき:	国際出願日が 2012/3/31 以前	¥97,000	特許印紙 【予納利用可 *3】 (例外あり *5) 【電子現金納付可 *4】 【口座振替可(オンライン出願時のみ) *6】 (例外あり *7)	法18(2)表一 令 2(2)一
		" 2012/4/1 以降	¥70,000		
※送付手数料 D	日本国特許庁が国際調査を行う国際出願 1件につき:	国際出願日が 2012/3/31 以前	¥13,000		
		" 2012/4/1 以降	¥10,000		
(※)調査手数料 E	ヨーロッパ特許庁が国際調査を行う国際出願 1件につき:	国際出願日が 2012/5/31 以前	¥186,800	振込証明書の提出*2 【証明書省略可】	法18(3) 規則78の3
		" 2012/6/1 以降	¥206,900		
(※)送付手数料 F	ヨーロッパ特許庁が国際調査を行う国際出願 1件につき:	国際出願日が 2012/3/31 以前	¥13,000	特許印紙 【予納利用可 *3】 (例外あり *5) 【電子現金納付可 *4】 【口座振替可(オンライン出願時のみ) *6】 (例外あり *7)	法18(2)表二 令 2(2)二
		" 2012/4/1 以降	¥10,000		
国際調査の追加手数料	日本国特許庁が国際調査を行う国際出願 1件につき:	国際出願日が 2012/3/31 以前	¥78,000 × (請求の範囲の発明の数 - 1)	特許印紙 【電子現金納付可 *4】	法 8(4) 令 2(3)
		" 2012/4/1 以降	¥60,000 × (請求の範囲の発明の数 - 1)		
予備審査手数料	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願 1件につき:	料金納付日が 2012/3/31 以前	¥36,000	特許印紙 【電子現金納付可 *4】	法18(2)表三 令 2(2)三
		料金納付日が 2012/4/1 以降	¥26,000		
取扱手数料	国際予備審査請求 1件につき:	料金支払日が 2012/5/31 以前	¥16,800	振込証明書の提出*1 【証明書省略可】	法18(4) 規則80
		料金支払日が 2012/6/1 以降	¥18,300		
予備審査の追加手数料	日本国特許庁が国際予備審査を行う国際出願 1件につき:	予備審査手数料納付日が 2012/3/31以前	¥21,000 × (請求の範囲の発明の数 - 1)	特許印紙 【電子現金納付可 *4】	法12(3) 令 2(4)
		予備審査手数料納付日が 2012/4/1以降	¥15,000 × (請求の範囲の発明の数 - 1)		
文献の写しの請求に係る手数料	1件につき:		¥1,400	特許印紙 【電子現金納付可 *4】	法18(1) 令 2(1)
書類の謄本又はファイル記録事項を記載した書面の交付に係る手数料	1件につき:		¥1,400		
優先権の書類の送付の請求に係る手数料	優先権の基礎とする出願(証明願)請求 1件につき:		¥1,400		
国際出願に関する書類についての証明書の交付の請求に係る手数料	1件につき:		¥1,400		

※印…出願にあたって最低限必要となる手数料の種類

調査手数料・送付手数料は、日本特許庁を国際調査機関として選択した場合はC+Dの金額が、ヨーロッパ特許庁を国際調査機関として選択した場合はE+Fの金額が適用されます。

*1 (規則79) 「WIPO-PCT, Geneva」の名義の「普通口座」番号「2074896」へ振込

*2 (規則78の2) 「EPO/JP-WIPO」の名義の「普通口座」番号「2126573」へ振込

いずれも口座の所在地は、(株)三菱東京UFJ銀行虎ノ門支店

なお、**適正額が振り込まれ、かつ下記の所定の要件を満たしたものは、振込済み証明書の提出を省略**できます。

銀行ATM又は振込用紙の「振込人欄」の冒頭に、(1) (2)を続けて入力し、22桁以降に(3)を入力してください。

(1) 国際出願の願書に記載した、**手続実行者である出願人又は代理人の「申請人識別番号」**(数字9桁)

(2) 国際出願の願書に記載した「**書類記号**」(英数字12桁)

書類記号が12桁未満の場合には、**左詰めとし以降スペースを設けて12桁を確保**してください。

(3) 振込人氏名

文字数制限により全氏名が記載できない場合には、氏名の途中で切れてもかまいません。

ただし、以上の要件の一つでも満たさない場合は案件の特定が出来ないため振込済み証明書の提出が必要となります。

*3 予納利用には、願書に申請人識別番号を、手数料計算書に予納台帳番号を記載する必要があります。

*4 平成17年10月3日から、これらの手数料の納付は、従来の特許印紙(予納を含む)及び国庫金納付書を使用した現金納付に加えて、インターネットバンキング等を利用した電子納付を行うことが可能となりました。手数料を電子納付する場合は、願書及び予備審査請求書の手数料計算用紙等に納付番号を記載する必要がありますので御注意ください。

*5 国際事務局発行の電子証明書を利用したインターネット出願の場合は、予納を利用できません。

*6 平成21年1月1日以降のオンライン出願から、これらの手数料は口座振替による納付が可能となりました(オンライン出願時のみ可)。この場合、あらかじめ口座振替の届出(事前登録)を行い、出願をする際に振替番号を入力する必要があります。

*7 国際事務局発行の電子証明書を利用したインターネット出願の場合は、口座振替を利用できません。

「根拠規定」欄には、平成24年4月1日施行の下記法令の規定を記載しています。

法とは………特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律

令とは………特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令

規則とは………特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則

オンラインでした国際出願…インターネット回線を利用したオンラインによる国際出願(オンライン出願)